

令和7年度郡山市公共施設照明LED化業務に関する第1回質問回答

No.	質問	回答
1	「仕様書6 所有権移転」について、賃貸借物品は無償譲渡とのことですが、固定資産税の納付は不要の認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	「仕様書3 賃貸借物件の動産保険」について、「労働協議などによる蛮行」とは、意味が広範囲にわたる為、どのような状況・範囲なのかをご教授いただけますでしょうか。また、労働協議が起因する「暴動」へ発展した場合でも含むのでしょうか。「暴動」について、動産総合保険は免責となっております。	「労働争議などによる蛮行」は、群衆又は多数の者の集団の行動によって数世帯以上又はこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態又は被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものを想定しております。「暴動」は、群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を想定しており、「労働争議などによる蛮行」には含まないものと考えております。
3	「仕様書別紙1」の対象施設(28施設)の配灯図面を入手する方法・スケジュールはどうなりますでしょうか。参加意思表示書の提出前に資料入手できるものなのでしょうか。	参加意思表示書の提出があった者のうち、参加資格を有する者に対して案内します。
4	「仕様書別紙1」のNo.3_三穂田中学校、No.4_片平中学校には、既設照明器具調査済との記載がありますが、こちらの2施設は調査済みの資料の入手および現地調査無と考えてよろしいのでしょうか。	調査済みの資料は参考資料として参加資格を有する者に対して案内します。ただし、契約候補者に選定された後に実施する現地調査は実施してください。
5	実施要領の「第4参加手続等」3(4)オについて、“納税証明書又はその写し”がありますが、郡山市外に本店を有する企業の場合、当該本店所在地の市町村が発行する納税証明書と国税の納税証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、納税証明書は、次のものを提出してください。 ①国税 「税務署様式その3の3」(本社) ②地方税 「法人市民税(東京23区の場合は東京都民税)の納税証明書」(本社及び委任先)
6	実施要領の「第4参加手続等」5(5)ウについて、その他役割に郡山市に営業所を有する企業を参加させる場合、役割分担表に押印する印鑑は営業所の印鑑でよろしいでしょうか。	その他役割に営業所を参加させる場合、営業所長印でも構いません。

No.	質問	回答
7	仕様書の「2 業務内容」(1)について、ア既設照明器具リスト、イ既設照明器具配置図とありますが、所定の様式はございますでしょうか。また、任意の場合、記載が求められる(必須となる)項目があれば、ご教示いただけますでしょうか。	参考様式を提示しますが、詳細については監督員と協議してください。
8	仕様書の「2 業務内容」(2)には『調光による更なる省エネ』とございます。 調光について、以下2点ご質問です。 ・調光設備のある施設において、施設側の要望を踏まえたうえで、使用状況(ほとんど使用していない等)により、調光設備をなくすなどの提案は可能でしょうか。 ・調光設備のある施設においては、既存調光設備の年式(経年化)等により、新しい設備との連携が難しい場合も考えられます。既存の調光設備を使用することは必須でしょうか。	1 点目 原則、既設照明器具と同等以上の仕様・能力を有するLED照明器具に交換することを求めますが、更なる省エネ対策の検討や設置コストなどを総合的に勘案し提案することは可能です。 2 点目 原則、既設照明器具と同等以上の仕様・能力を有するLED照明器具に交換することを求めており、既存の調光設備を使用することは必須ではありません。
9	仕様書の「2 業務内容」(2)ア(オ)に、『原則器具交換』とありますが、設置状況や使用状況などを考慮し、技術的な面や経済的な面から、(一部を)管球交換として提案することは可能でしょうか。	既設照明器具の交換に当たっては、原則器具交換としておりますが、同等以上の仕様・能力を有するのであれば、提案することは可能です。ただし、賃貸借期間中に管球交換とした既設照明器具に不点灯が生じた際は、既設照明器具本体も含め無償で修理・交換していただくこととなります。
10	仕様書の「2 業務内容」(2)ウに、『自主検査』とありますが、前のイ『現地試験』により、点灯試験や照度測定、絶縁測定を行うこととなります。 『自主検査』は、『現地試験』と異なる検査を行うということでしょうか。求められる検査内容をご教示いただけますでしょうか。また、『自主検査』を実施するのは、施工役割やその他役割でも可能なものでしょうか。	市への引渡し前に照明器具が契約した内容のとおり、また安全に取り付けられているかなど、受注者による最終的な検査として実施されることを求めております。検査体制については受注者にて検討してください。
11	仕様書の「6 所有権の移転」について、本賃貸物件については、賃貸借期間満了後に無償譲渡となることから、リース会社は賃貸借期間中の固定資産税は負担しないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	本件事業予算については、「債務負担行為」によるものという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。